



発行所

社団法人 東京都土地改良協会
理事長 鈴木 義 順
理事 田 区 内 3 / 1
千 東 京 都 山 浦 印刷株式会社
印刷人 山 浦

張 地籍調査の
主 推進を図ろう

国土調査法が制定せられ
之れに基いて地籍調査を行
うことになったのが昭和二
十六年以來六ヶ年相当額の
国費をつぎ込まれて居りな
がら、一般にはそれ程行き
直って受け入れられていな
い。

日本の国土は約三十七万
平方キロ(一平方キロ一〇
〇町歩)の内、経済企画庁
の調べでは、とりあえず、
五万平方キロ程度の、最も
利用度の高い農耕地帯を対
象として、地籍調査を推進
しなければならぬとのこ
とである。

何の仕事にしても、新ら
しい仕事は一応警戒してか
かるのが世の常識となつて
廻りてやり出したのをじっ
くり観察して、おもむろに
試みると云うことも止むを
得ないことかもしれない。
然し地籍調査は新しい仕

事でもなく「流行」の仕事
でもない。
明治八年地租調査の時、
税金を取り立てる基本に調
査して出来上つた土地台帳
及び公図を、現代に於て根
本的に調査仕直そうと云う
仕事である。

この土地台帳及び公図は
税金を取り立てるための基
本として、従来税務署が保
管官署であつたが、地租
が国税でなくなつた今日、
税務署に保管する必要もな
くなり、今は登記所に移管
されて居るが、土地権利保
全の基本として、完全なも
のでなく、登記の登録とも
必ずしも一致するものでも
ない。

これを実用に用いるにも
その都度、調査測量を仕直
さなければ役に立たない非
現代的な存在である。
国土調査法による地籍調

査は、全国的統一規格に基
いて調査し、土地制度を確
立しようとするものである
これは国家的仕事であつ
て、国が直接行うべきもの
であらうが権利利益の基本
となる上からは、権利を主
張し利益を開発しようとし
るものにとつて緊要事であ
る、土地の利用を進めよう
日本の農業を近代化しよう
と云うには、何をかいても
正確な地籍の上に適切な計
画を樹てることにしなければ
ならぬのである。

新農村建設計画にも、町村
合併に伴う新市町村建設計
画にも、正確に調査した地
籍を基礎にして計画されな
ければ適格なものとはなり
得ない。

現在市町村に保存する字
切り図は公図と同じもので
あるが、これを現地に持ち
出して、現地と照合しよう
としても、市町村界の不明
な箇所があり、字ニ字が
接続せず、食い違つたり重
さなり合つたり、又一筆一
筆の境界、形状、面積が不

正確であり、甚しいのは土
地台帳、公図にあつても現
地がないと云うような誤で
到底土地利用上の科学的合
理性を持った計画が樹ちよ
うがない。
もし計画が出来ても計画
遂行途中に至つて個人の権
利関係利害関係にぶつかつ
て動きの出来な種々の問
題を起すことは明かである
さき頃農林省が八月十五
日現在の米の作柄概況を発
表したが、水田作付面積が
今年十三万町歩増加したと
あつたが、昨年それだけ手
控えて居た訳ではない。

十三万町歩の出現である
どう云う事情でこうなつた
のかどこでどう増加したか
発表されなかつたが、米に
して三百万石取れる面積で
ある、如何にも大き過ぎる
話であるがこれは多分農家
のかくし田だらうと考える
前に現在の土地制度を反省
して見なければならぬ事
だと思ふ。

明治初年近代三角測量の
技術が輸入されて、旧陸軍
の陸地測量部で五万分の一
及び二十万分の一の地形図
が作られ、正確さにおいて
信頼すべき唯一の地形図と
なつていき、この地形図は
日本全土に十三点の座標
系原点和云うものを置いて
それぞれ原点は、東経何
度何分何秒北緯何度何分何
秒と数字的に定められて成
立している。これから測量
の基準点(三角点)を引き

出し三角測量を行ったもの
であるが、この方法による
一筆一筆の地籍調査は今日
まで未だ行われていないの
である。
本年二十六回国会におい
て地籍調査の促進を図るた
め、国土調査法が改正され
強力に地籍調査特定十カ年
計画を推進せしめるとの事
である。

東京都下にあつては、わ
づかに江東三区(江戸川、
葛飾、足立)に於ては、わ
く二十九年度より試験的に
実施中であるが、三十二年
度以降の十カ年計画を遂行
するために都の地籍調査
機構を整え市町村及び土地
改良区との完璧な共同体勢
を布いてからなければなら
ない。

國に於ても地籍調査の重
要性から費用の国庫負担率
を多から多に増額し都府県
と地元施行町村又は土地改
良区で均負担としたので、
今百町歩当事業費を四十三
万円とすれば三十万町歩の
負担があり七万五千円が都
の負担、残り七分五千円が
町村土地改良区等施行者が
負担する訳であるが、吾々
は十カ年計画推進のためな

お高額国庫負担の要請を行
いこの調査の完成を期する
と共に過渡期に起る調査済
地域と未調査地との均衡の
問題を十分研究して、所
謂正直者が馬鹿を見ること
がない様政府の行政措置を
誤らせない様努めなければ
ならない。

東京都土地改良事業
地区増産対策協議会
秋留台地開発部会開催

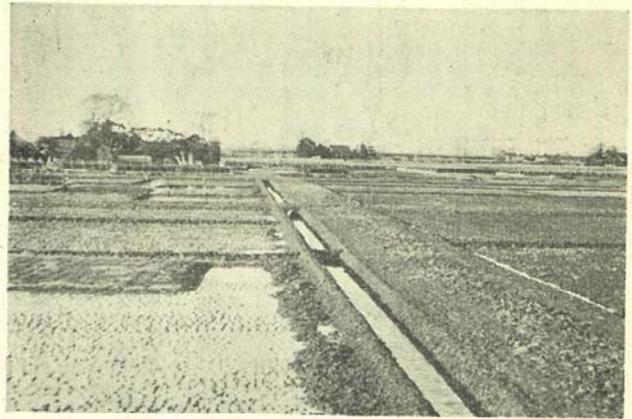
さきに秋留台地七〇町歩
の農業生産力の増強と安定
を目的として畑地かんがい
事業の開発計画の爲め、部
会を設置し、部会員の任命
を終り去る九月三十日第一
回の開発部会を開催した。

地籍調査事業
主務者打合せ会開催

九月十六日午前九時三十分
より、杉並区公民館に於て
農地課主催経済企画庁後援
により都下三七市町村主務
者、農地課、企画庁の出席に
よつて会議が開催された。

一、挨拶
二、地籍調査事業について
三、東京都地籍調査事業の
現況と特定計画に基づく
事業の推進方針につい
て

- 一、挨拶
二、地籍調査事業について
三、東京都地籍調査事業の
現況と特定計画に基づく
事業の推進方針につい
て
係長 岡崎 正男
一、特定計画に基づく地籍調
査年次計画作製につい
て
農地課技師 川村 勇
一、質疑応答
一、映画
地図「空中写真の利用」
司会 農地課技師福田欣宏



区劃整理事業進む

新中川沿岸第二土地改良区
東京都葛飾区奥戸新町外六ヶ町

区域	面積	325町歩
組合員数	325名	
主要事業	区画整理事業	
総事業費	18,261千円	
工事期間	昭和28年12月1日着工、昭和32年1月完了	
理事	井上平六郎	
排水担当	石川藤一郎	
地務担当	福島福三郎	
排水工事担当	福野康武	
地務担当	中竹	

新中川沿岸第二土地改良区事業の概要

本地域は東京都東北部葛飾区奥戸新町外六ヶ町にして、所謂江東三区の略中央に位置し東京湾北方六軒の地域に広がる農耕地約一四二町歩である。

本地域一帯は都下有数の農耕地帯にして、肥沃なる土壌を有し気候も又温暖用水も水源地上下之割用水の豊富なる水量により極めて潤沢である。然しながら周囲を大河川に囲まれ且つ地形も極めて緩慢なる勾配に

加えて標高も低いので(最高二・一米)排水は末端に於て前記河川いづれも機械排水する状況であり、排水路網の不完全と相俟って排水状況は不良である。

又本地域一帯の耕地は地区内外を貫通する都道は完備しているが、内部農道はその配置状況が不規則であり且つ農道自体としても不完全なるものが多く、従つて区画は入り乱れ大小まちまちな不整形を呈し、前記

排水不良も由来して充分な生産力を挙げ得ず農業経営の健全なる運営を阻む事が大である。この為全域に亘る区画整理を施行し、それに伴い排水路網を確立し右記の障害を克服する事が強く要望されていたものである。

たまたま東京都東北部江東地帯及び埼玉県南部の治水を目的とする別途中川改修事業による新中川放水路が本地域の中央を南北に貫

流せられる事に計画され一部は既に工事中であるが、同事業により河川敷地となつて、ぼう大な耕地が潰され(約二〇町)本地域に於ける用排水幹線及道路は勿論灌漑排水系統は完全に分断される事になった。

然るに主要幹線水路及道路については唯一ヶ所の伏越及幹線水路並びに五ヶ所の橋梁が同事業の附帯工事として施行せられるのみで細部の用水路及農道についてはは全事業としては何等措置が構せられず、地域内の用排水状況は放水路の中央貫流により従前にまして不良化が予想され、更に地区の新中川放水路兩岸への分離は右記の不合理化に能率をかける事が必要となつた。

よ、に於て中川改修計画による潰地による生産低下を積極的に本計画地域の土地改良によつて補わんとするたため右記した様な立地条件を改善し更には新中川放水路のため分断せられたる用排水路・農道系統の確立を図る目的をもつて区画整理事業が計画せられたものである。

猶本計画は中川改修事業に伸び施行せられる側溝幹線用排水路を基準として地域内の用排水系統を確立して不整形にして広狭々なる区画を整理して形状正しき区画をとり之に地区内農道及用排水溝を配し更に放水路削整残土を利用して中川改修事業と平行して行うものである。

地区名	工事種	査定金額
西多摩郡羽村町羽	頭首工	二五〇、〇〇〇円
南多摩郡浅川町摺指	橋梁	三〇〇、〇〇〇円
八王子市館	水路	一〇七、〇〇〇円
寺田	水路	一〇一、〇〇〇円
大船	水路	一五〇、〇〇〇円
南多摩郡界村相原	頭首工	四六〇、〇〇〇円
小山	道路	一一一、〇〇〇円
計	道路	一〇〇、〇〇〇円
	道路	二、五七九、〇〇〇円
	道路	六八〇、〇〇〇円

この事業に要する総額は一八、二六一、〇〇〇円であり、この事業完成による排水状況は改善せられ労働の削減並に機械力畜力の導入が可能となつて農業経営の合理化を促進することが出来る。

去る六月二十六日から二十八日にわたり関東南部は颱風五号の影響により連続降雨量一六一耗に達し、三多摩方面の各河川、用排水路、道路は流失、決潰の為め、農施用施設に甚大な被害を受けた。

よつて都は農林省の被害状況報告と伴に、暫定法による災害復旧事業の補助計画を申請中のところ八月二十、二十一日の両日農林省査定官堀越武平技官、財務局立合官園田文雄事務官の両氏により現地査定が実施され、都より農地課災害担当係杉本技師、多摩土地改良事務所から和久井所長、上原係長、穴沢係長、藤木、桑折、本田各技師立合のもとに、八王子市、羽村、堺村、浅川町、清瀬町の各地区の現地査定を終了した。その結果次の通りである。

颱風五号による農業用施設災害復旧事業の現地査定おわる

なお、外に机上査定で神津島、道路六八〇、〇〇〇円が査定された。

土地改良法の一部改正に伴う説明会開催

東京都土地改良協会主催

昭和三十三年九月五日午前十時より東京都千代田区丸の内日本交通協会会議室において今般改正された土地改良法と今後の実施要領について説明会を開き、市町村事業担当者並びに土地改良区、農業協同組合、同連合会等の出席者一五〇名が参集し、盛会の中に行われた。

当日の講師には、都農地課安永主事の芳をわづらわし、林事務長より、土地改良事業団体連合会の説明が行われた。

改正の要旨
土地改良関係法令の改正は次の通り行われた。
一、土地改良の一部改正する法律(昭和三十三年法律第六九号)
公布(昭和三十三年四月二十日)

施行、同年七月十八日
二、土地改良施行令の一部改正する政令(昭和三十三年政令第一九四号)
公布、昭和三十三年七月十日

施行、同年七月十八日
三、土地改良法施行規則の一部改正する省令(農林省令第四十号)
公布、昭和三十三年八月九日

施行、同年七月十八日
四、土地改良法施行規則の一部改正する省令(農林省令第四十号)
公布、昭和三十三年八月九日

者の申出があり、かつその土地について関係権利者の同意が得られた場合には、換地を与えないことが出来ることとなった。(法第五三条の二、及び第五四、五、令第四八条の二、則第四三、四、及び第四五、六条の二)

第二、土地改良区の管理
一、役員の内任
役員の内任は、従来は二年以内で定款が定められるものとされているが、このたびの改正が四年以内において定款が定められるものとされた。(法第一八条第六項及び同附則第二項)

一、事業開始手続
土地改良区の設立手続及び農業協同組合、同連合会、共同施行者又は市町村が行う土地改良事業(交換分合を除く)の開始手続については、従来事業適否の認定及び土地改良事業計画の審査の二段階の審査手続をとつて来たのであるが、手続簡素化のため事業の適否の認定手続を廃して審査は土地改良事業計画についてのみ行うこととなった。(法第七條から九條まで)

二、不換地処分
従来換地計画においては、従前の土地に照応する換地を必ず定めなければならなかったが、一定の条件下に於て、すなわち当該換地計画に係る地域内に於て(法第一七條により)工区を設定した場合は、その工区合計して二畝歩以下の面積の従前の土地を所有している

四、仮理事の選挙
従来、総辞職等により、役員が全員欠けた場合についての規定が欠け、土地改良区の運営に支障があったので、今回の改正において、都道府県知事による仮理事の選任又は役員選挙のための総会招集の規定が設けられた。(法第二九條の三)

五、議会の議決方法
総会の議事は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決すること原則とし、その例外として、法定数又は規約で別段の定めをした場合に限りその要件を加重し又は緩和することができることを認めていたのであるが、このような重要事項を規約をもって定めるとを認めるとは不適当と考へられたのでこれを定款事項として、都道府県知事が定款認可の際に検討しうるものとされた(法第二二條第一項)

六、賦課金等の徴収等
土地改良法の賦課金の徴収手続については、督促手続による時効中断の効力に関する規定に設けてその整備を図っている(法第三九條)土地改良事業の推進に於て土地改良区の賦課金等の徴収が適切に行われていくことが極めて重要であることが鑑み、今後とも適切な運営を行われたい。

七、借入金金の認可
土地改良区は、土地改良事業と云ふ公共的事業を営み

かつ関係者の三分の二以上の同意によって成立する公共団体であるから、その健全な運営を確保し、かつ組合員の利益を保護する必要があり、また最近土地改良区が行う事業については補助事業、非補助事業を問わず融資の対象となる事業が増大する一方、今後償還すべき借入金金の額が激増している情勢に鑑み、土地改良区がその事業資金に充てるために長期借入金(当該事業年度内に償還するいわゆる一時借入金を除く)を借入しようとする場合には、都道府県知事の認可を受けなければならないこととし都道府県知事は、借入金金の

必要償還の可能性等について審査を行うこととなった。(法第四〇條第一項)

八、監督規定の整備
従来は、土地改良区が法定められた事業以外の事業を行った場合にのみ行政庁の申立によって裁判所が解散命令をすることとなつていたのであるが、今回の改正において、この場合のほか、行政庁の監督命令に違反した場合並びに一定期間内総会を招集しない場合及び事業の停止した場合にも土地改良区を解散せしめるものとするとして、行政庁(農林大臣又は都道府県知事)において解散命令を行うこととなった(法第一三五條第一項)

必要償還の可能性等について審査を行うこととなった。(法第四〇條第一項)

協会日誌

- 8・19 東京都農業会議総会
鈴木理事長出席
- 8・21 中金ビルに於て農林省主催による土地改良法一部改正法説明会開催協会の林事務長出席
- 8・23 江戸川区長嶋町四〇町戸の土地改良(企画整理)事業説明会開催江東事務所より島崎管理、下田茂技師二両係長、築茂技師、協会林事務長出席
- 8・27 衆議院議員会館に於て全国土地改良協会の主催による全国地方土地改良協会事務主任者会議を開き土地
- 9・12 新中川沿岸第三土地改良区農林漁業融資関係の会計検査院の検査が実施された。石神井土地改良区換地総会開催、東京都より大岡団地管土地改良係長繁沢技師協同会鈴木理事出席
- 9・14 江戸川区長島町四〇町戸土地改良(区画整理)事業準備總會開催
- 9・16 改訂事業準備總會開催

三宅島開島以来の豪雨

去る9月16日-17日に亘る豪雨は五百耗に達し、各農業用施設は甚大な被害を受け、この状態調査のため都農地課から大岡係長、杉本技師が現地へ派遣された。被害状況の一部



首都圏整備と農業

戦後恐るべき人口と産業の過集中に「過大都市化」の危機に見舞われていた東京に首都圏整備法の施行を見たのは、昨年六月である。未だ骨組の計画の域を出ず、吾々の農業関係者の身辺には、問題は起って来ていないが、都下の農業の将来を考えると、重要な意味を持っておる事を知っておらなければならぬ。首都圏の範囲は、昨年八月第一回の審議会に於て、

しかして都下の農耕地帯は、この近郊地帯として指定される方向にあるが、近郊地帯とは……。既成市街地の外側約一〇キロメートルの幅をとり、此の地帯は、既成市街地の無秩序な、平面的な膨脹を抑制し、首都圏の秩序ある発展をはかる上に、大きな役目を果すもので、大体三つの性格が考えられ、その性格に応じた整備方針が定められた。先づ市街地として合理的に発展させるにふさわしい市街地帯を設けて、地理的条件に即応した都市計画をたて、近郊地帯にふさわしい都市を育成する。この市街地帯以外のところは、自然環境に適合するものに適當の区域を設けて、大公園、施設緑地、学校、試験研究施設の整備をはかる。その他、生産緑地に適當な地域については、農地の保全を期する為めに、農地利用の集約化をはかり、農業振興対策の確立を期する。以上の様な観点から各地域の将来は方向づけられるわけである。

都市近郊農耕地は、外包的には、戦後の急速な市街地化と、内包的には経営耕地零細化が都市労働の機会を以て兼業化の発生を促し、農業の脆弱性を生むに到った。都市過大化の対策として又その機能ある発展策として周辺に農耕地を一大緑地として保存する事は、幾度か問題にされながらも、その目的が今日達成されていない事を吾々は現実に見ている。こうした事実を直視する時、果して近郊地帯の設定と云うことが、机上計画に終る事をうれうるわけである。従来日本農政が、所謂米麦中心主義、中農以上の対策に重点が指向され、過小農、就中、都市近郊にみられる如き零細農に対する施策は極めて薄弱であったことはいなめない。否むしろ都市近郊の農業は放任のまま残されたのみで差支えない。こうした状況の下で近郊地帯の設定と云うことは、首都の犠牲地域になると云う感を深くする。経済面から本格的な十分な援助がこの農業地域の育成を始めるものでなければ農民は、その設定に反対するであろう。「ギイブ・アンド・テイク」具体的な政策の樹立を吾々は望む。

スプリングクラウ 撒水かんがい (人工降雨法)

必要なときに必要な雨を必要だけ降らせる。畑作で数倍の生産を約束し経営を安定させる。○風蝕を押えて発芽を促進させる。○凍霜害を予防する。○凍霜害を予防する。このような畑作の革命的技術が実現しました。どうぞ気軽に御相談下さい。(カタログ贈呈)

日本撒水株式会社

東京都千代田区丸の内三の三 取締役社長 川上親文 電話 三三七四八(代)

測量一般 土地改良事業の設計 土地分筆合筆登記 手続一切

新井工務所

測量士調査士 新井宇一 土地家屋調査士 東京都葛飾区上平井町三五六 電話葛飾〇五九六番